

函館市監査公表第25号

函館市長から、定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年7月26日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 斉 藤 明 男

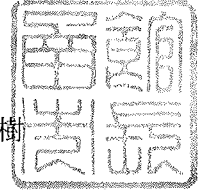
函館市監査委員 松 宮 健 治

函 恵 地  
平成30年6月26日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 工 藤 壽 樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

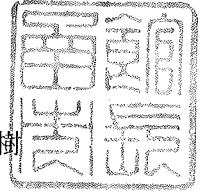
部 局 名	恵山支所		
監査の種類	定期監査 財政援助団体等監査・その他（ ）		
監査等実施期間	平成29年10月4日～平成29年12月25日	講評日	平成29年12月28日
調査対象事項名	支出事務（地域内交通確保対策事業費）		
指摘事項、意見・要望事項			
(1) 指摘事項			
ア 支出事務（地域内交通確保対策事業費）			
函館市つつじ保育園児送迎バスの運行時刻は、業務委託契約に附属する要領に定められている時刻表に基づく運行となっておらず、当初契約の締結以降の利用申込者の変動に伴う契約変更をすべきところ、この手続きがとられていなかった。			
また、時刻表等の変更を要する場合は、要領において、3日前までに契約所管課である市民福祉課から受託者に連絡するとされているところ、バス乗務員には、つつじ保育園長から直接口頭で連絡しているものの、市民福祉課は、受託者へ連絡をしていなかった。			
これらのことから、適正な事務の執行を図るとともに、利用申込状況によって随時時刻表が変更されていることも鑑み、要領の規定の整理についても検討されたい。			
措置内容、対応・考え方			
○ このたびのご指摘後、契約主管課として速やかに運行業務委託契約において運行時刻表を規定することを見直し、利用者の変動等に伴う時刻表の変更にあっては、契約変更を経ることなく、随時、市から受託者へ指示できるよう改め、平成30年1月18日付けで変更契約を締結し、本年度においても当該取扱いに基づき適正に事務を執行しております。			
○ また、バスの停車場所や発車到着時刻等の変更についての連絡方法につきましては、これまで、つつじ保育園長からバス乗務員への口頭連絡で済ませておりましたが、この口頭連絡に加え、つつじ保育園と連携のうえ、市民福祉課から受託者に対して書面で指示することとし、適正に事務を執行しております。			

函 恵 地  
平成30年6月26日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 工 藤 壽 樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	恵山支所		
監査の種類	定期監査 財政援助団体等監査・その他（ ）		
監査等実施期間	平成29年10月4日～平成29年12月25日	講評日	平成29年12月28日
調査対象事項名	支出事務（地域内交通確保対策事業費）		
指摘事項, <u>意見</u> ・要望事項			
(2) 意見			
ア 支出事務（地域内交通確保対策事業費）			
平成27年4月1日の子ども・子育て支援新制度開始に伴い、保育時間等を規定するなど函館市立保育所条例施行規則（昭和40年規則第36号）を改正したにもかかわらず、送迎バスについては、従前のままの時刻で運行していることから、可能な限り、改正後の保育時間等と整合を図るべきであると思料する。			
措置内容, 対応・考え方			
○ 園児送迎バスを利用する幼稚園機能利用園児の保育時間等につきましては、恵山支所および榎法華支所管内の3方面を2台の車両で運行していることや保育士の勤務時間の割り振りなどの状況により、文部科学省が定める幼稚園教育要領で示された教育標準時間の4時間は確保していたものの、規則で定める保育時間等に合った運行体制となっていなかったものであります。			
○ このたびのご意見を踏まえ、送迎バスの運行時間や保育士の勤務体制の見直しについて協議を行ってきたところですが、規則で定める保育時間等の後に発車時刻を設定することが困難であったことから、子ども未来部とも協議を行い、平成30年3月12日に規則の一部を改正し、保育時間等との整合を図ったものでございます。			
○ 今後は、保育園の実態を踏まえ、条例・規則等に基づく適正な運営に努めてまいります。			